

## 権利とは

### 「人が優しかろうと、優しくなからうと実現されるべきもの」

#### 法改正で差別無くせ 東洋大学教授・川内美彦さん



実は「心のバリアフリー」という言葉に抵抗を感じています。私の専門の建築や公共交通の分野でも、国土交通省がその重要性を強調しています。しかし「心」が「優しさ」や「思いやり」だと解釈されては、障害のある人の平等な社会参加は実現しないと思っています。

日本では1994年、建築物にバリアフリー化を求めるハートビル法が成立しました。国は「これは福祉で優しさの法律だから罰則をつけての義務化はおかしい」として、

建築主にバリアフリー化への努力を求めましたが、何も変わりませんでした。

一方、日本は2014年に国連障害者権利条約を批准しました。私なりの権利の定義は「人が優しかろうと、優しくなからうと実現されるべきもの」です。また、権利条約は障害者に対する差別の基準を「他の者との平等」が実現されているかに置いています。批准した日本は、障害者の権利実現や差別撤廃のため、国内法を整備しなければなりません。

ところが、現在のバリアフリー化の中核であるバリアフリー法（06年施行）には問題があります。同法の義務化の対象は2000平方メートル以上の建築物ですが、そんな建物は大都会に多く、地方には少ない。地方の障害者は都市部に比べてアクセスできる建物が減ることになります。権利

条約は、都市や地方など生活する地域の違いによる差別はダメだとも言っている。この規定は明らかに差別です。

私は障害者の社会参加に、「優しさ」や「思いやり」が不要だと考えているわけではありません。ただ、日本が権利条約を批准し、平等な社会参加は障害者の権利だと認めた以上、善意に頼らないと権利を実現できないようでは「おかしい」と言っているのです。

そんな社会を実現するには現行のバリアフリー法の改正が必要です。20年東京五輪・パラリンピックに向けて障害者の社会参加が注目されます。これを機に制度的な基盤整備を進めるため協力していきたいです。【聞き手・飯山太郎】

**<バリアーゼロ社会へ> 毎日ユニバーサル委員会 誰もが安心な社会 2017年2月21日より**